

長野県行政機構審議会 外郭団体見直し検証専門部会（第6回）議事概要

開催日時 平成19年7月25日（水）午後1時～3時30分
開催場所 県庁議会増築棟405号会議室
出席委員 市川委員 青木委員 岡村委員 小林委員 沼尾委員
県出席者 浦野総務部長、藤森行政改革課長ほか

1 開 会

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから、第6回「長野県行政機構審議会外郭団体見直し検証専門部会」を開会します。はじめに、お手元の資料を確認させていただきたいと思います。資料1が、前回の専門部会で検討いただきました団体別のシートでございます。基本的には前回と同じ内容のものでございますが、10ページの中小企業振興センターにつきましては、前回の専門部会で、「基本方針を変更して、県の関与を継続していくこととしてはどうか。」というご意見をいただきましたので、資料をつくり直してございます。それから資料1-2が、前回の審議結果を整理したものでございます。それから資料2の土地開発公社から資料8の下水道公社までが、本日、再検討を予定しております団体の個別資料でございます。資料9は、前回、基本方針を修正するという方向性を決定いただいた8団体についての報告書の案でございます。また別冊で改革状況検証シートを、54団体分ですがお配りしておりますけれども、各団体の18年度の決算が出そろいましたので、第1回でお配りしたものの決算数値等を更新しております。審議の中で必要に応じてご参照いただきますようお願いをいたします。

本日はおおむね3時終了をめどにさせていただきますので、よろしく願いをいたします。議事の進行につきましては、要綱第4の規定に基づきまして市川部会長をお願いをいたします。

2 議事

改革基本方針の修正の必要性についての検討

（市川部会長）

どうもご苦労様でございます。それでは、今、事務局の方から説明がありましたとおりでございますが、議事を進行してまいります。前回、各団体につきまして一通り検討したわけでございます。その結果、さらに検討する必要があるということで結論を留保しております団体につきましては、追加資料を提出していただいているところでございます。まずその説明をお願いいたします。土地開発公社から説明をお願いします。

(1)（特）長野県土地開発公社

（藤森行政改革課長）

それでは私の方から各団体の資料について、一括それぞれの団体ごとに説明させていただいて、そのあと所管部局の方から補足をいたします。まず資料1で前回のおさらいをしながら新しい資料を説明させていただきたいと思います。

まずは土地開発公社でございますが、資料1の15ページをお願いいたします。土地開発公社につきましては、15ページの真ん中より下の方で、前回の議論の中では、公社の制度面のメリットが活用できる、県が直営で行う場合よりも財源措置の選択肢が広がる、それから公社存続のコストはそれほど大きくないというような説明をさせていただいたあと、委員の方々からは、公社の機能を廃止するという形で放棄してしまうのはどうかと、選択肢が広がるということから機能を残したらというようなご意見もありましたし、一方で、そうなった場合にも財政的負担が大きくなるのが懸念されるというようなことで、公社の職員体制だとか、事業量の増減にどういう対応をするかというようなところを次回説明してもらいたいというようなお話がございまして、企画局の方で、資料2を用意させていただきました。

資料2の概略だけ申し上げます。所管部局としては、公社の持つ機能・制度を残した上で有効に活用していくということで、職員体制の基本的考え方としては、プロパー職員の新規採用は引き続き控えると。その上で、事業量が増加した場合には、公社のOBを活用したり、それでも不足する場合は県職員の派遣で対応すると。それと管理コストをより縮減するというところで、他の公社と庶務部門を平成22年度までには統合をしたいということでございます。

必要職員数と経費の試算ということで、ケース1、2がございまして、まずケース2の方をごらんいただきたいと思います。ケース2は事業量が20億円の場合ということで、この場合には全体の必要人員は7名必要になると。そのうちプロパー職員が4名。4名と言いますのは、平成24年度末には4人になるというか、平成25年度には4人になるということで、それを想定してプロパー職員は4人と。庶務部門を統合することによって0.5人、これは逆にいうと必要になる。それと不足人員が2.5人出る。これについては、OBの活用、それから県職員の条例派遣で1人というようなところで対応したい。これがケース1のように40億円に増額された場合には、13人、全体で必要になる。プロパー職員は4人、それから庶務関係では0.5人必要になるということで、不足が8.5人になりますけれども、OBを増やし、それから県職員の条例派遣を増やしというような形で対応したいということでございます。

沼尾委員からの事業量40億円という根拠というお問い合わせがございました。これについては、年によって増減があるかと思えますけれども、国の直轄、道路でございまして20億円、それから県の事業も道路だとか河川だとか街路、それから個々の箱ものの施設といったもので20億円ということで考えております。過去の先行取得の実績を金額で申し上げますと、平成15年が37億円、16年が26億円、17年が32億円、18年が18億円という形でございます。改革基本方針の中で、20年度以降は先行取得をやめるということなものですから、用地買収は、通常は、複数年にまたがるのがほとんどでございまして、20年度以降にまたがるような用地の先行取得についてはやらないという方針のもと、16年、17年、30億円前後の事業量は出てきているというような状況にございます。

一番下は、先ほどのケース1、2の場合で、職員数はこうなただけけれども、それを組織図にあらわすとこうなりますということで、これはプロパー職員、それから公社のOB職員、それと県職員というものをこんなような形でセットで活用したいということでございます。

(市川土地対策室長)

土地対策室長の市川ですが、今の藤森課長の説明の中で1点だけ修正させてください。資料2の中ほどにあります必要職員数と経費の試算のところ、部門統合効果0.5人というのがあります。これは0.5人必要ではなくて0.5人の削減効果があると、そういう意味合いでございますのでご理解をお願いします。

(市川部会長)

説明は以上でいいですか。補足の関係、前回の議論をあわせまして説明をしていただきましたが、委員の皆様、ご意見があればお願いをいたしたいと思います。

せっかく資料がありますから。今でも各建設事務所には用地課があって、土地開発公社以外、要するに県職員が用地課で、県職員が現実には建設事務所で用地買収に当たっているわけですね。

(藤森行政改革課長)

はい、そうです。

(市川部会長)

建設事務所が、今、どうですか、どのくらいやっていますか。

(藤森行政改革課長)

建設事務所が用地買収をやっているところが15か所です。

(市川部会長)

15か所ですか。将来プロパー職員は、4人だということになると、これは現場に張りつくんですか。

(市川土地対策室長)

ケース1、ケース2、それぞれありますが、公社のプロパー職員については用地部門ですから、おっしゃるとおり現場の方に張りついてもらうというのが原則と考えています。現在も建設事務所の用地課に公社職員が、全部の事務所にいるわけではありませんので。

(小林委員)

基本的には皆さんの方の要請では存続ということなんですが。私もこの間のご説明をお伺いした範囲では、やはり県にない機能をこの公社は持っているというお話でした。いろいろ事業、これがあった方がやりやすいということですので、そういう意味では、私はいいと思うんですね。ただここで重要なのは、答申の仕方として、なぜそういう結論になったかというプロセスをきちっと出すべきではないかと。要するに機能が必要であるから残すんだということをはっきりさせておいた方がいいと思います。と言いますのは、基本的に外郭団体の関係の法律というのは今

どんどん変わっていると思うんですね。そういう意味では、その前提が変わった段階では、やはりまた見直しをしなければいけないというふうに思いますので、そういう意味ではそれを条件としてというふうにして。

この間のお話ですと、プロを養成するにはどうしても必要だというお話だったんですが、それであるとすれば、やはりまた違ってくると思うんですね。やっぱりこれは人が要るんだから必要だと、人を育てなければいけないという話になってきますので。これちょっと前提が違ってきますので、これが機能だという意味だったら、私は納得がいくんですけど、おそらくプロの養成ということからすると、4人とか数人ではやっぱりもう難しいと思うんです。だからその辺は理由をはっきりさせて、もう当然、前提が変わったら見直しをしていくというようなことが必要じゃないかと思うんです。

(沼尾委員)

前は欠席をさせていただいたので、少し的が外れたことを申すようになるかもしれませんが。不勉強でわからないんですが、県の職員を派遣する場合に条例派遣で対応とありますけれども、これはいくつか方式があるんですか。派遣の方式がいくつかあって、条例でということの意味というか、何かもしあるのであればお答えいただきたいと思います。

(藤森行政改革課長)

条例派遣というのは、こういう外郭団体に派遣をする場合には、10年ほど前までは、県が研修派遣みたいな形を出したりというものがあつたんですが、これは地方公務員をこういう関係団体に派遣する場合の法律が整備されまして、それに基づいて県で条例をつくっております。外郭団体、こういった団体に派遣する場合には、それに基づいて派遣をするという形になっております、経費はそれぞれの団体持ちという形になるということで。現在は、外郭団体に行く場合には、派遣条例と言っているんですけども、派遣条例に基づいた派遣に一本化されているということでございます。

(市川部会長)

ほかにございますか。

(青木委員)

すみません、私は公社の持つ機能がやっぱりこれからも必要だということで、存続という考えでよいのではないかなということをお願いしたいと思います。特に(国の)直轄事業の場合に、もし県の公社さんがいないということになると、市町村に直におりてくるような格好になると思うんですけども、これからも多分直轄事業やっていただかないとまだまだ困ると思いますので、そうなれば広域的な対応もありますので、ぜひ県といいますか県の公社という立場でやっていただきたいと思います。ただ、事業量はどんどん増やすときではないような気もするので、この機能を生かしながらこんな方針でやっていただきたらと思います。

(市川部会長)

機能を生かすと。前回の説明でありましたように、事業進行をスムーズにしていくと。そうすると公社の場合には、当然債務はとるんですけど、事業着手が早くできて当該年度の公共事業が順調に進んでいくという、そのぐらいのメリットと、あと資金手当てのメリットぐらいですかね。ということは、実質的には中身はほとんど直営に近い形だろうと思うんですよね。だから、その機能の、申し上げたように事業進行とか、そういうものの事業がスムーズにいく、資金手当てが早くできるという、そういうところの機能だけを制度上とっておくと。そのために存続はいいよと。事業量もどんどん減ってきているものですから、そういう意味ではそういう機能だけを、あとは実質的には、もうプロパー職員は採用しないということですから、かなり直営型に近い存続かと。こういう形に、この説明を受ける限りなのではないかなと、そんな気がするんですけどもね。今までの意見集約はそんなところなんですけど、どうでしょうか。

(岡村委員)

最後、部会長がうまくまとめてくれたんですが、確かに機能面からいくとそういう評価になってくると思うんですけども。どうしてこの外郭団体の見直しを始めたかという原点を考えると、存続させることによって県が得る利益は何なんだと、失う利益は何なんだという、やっぱり連結で考えていく必要があると思うので。そうすると、今、言ったような機能がある、だから小林委員が言ったみたいに、この機能を存続させて、そのことが県全体の利益のためになるんだよということが説得できれば、これは存続してしかるべきだと思います。一つ、4人で本当に専門家集団と言えるのかという、そういう不安感がありますけれども、逆に事業量を維持、確保することによってその辺はカバーできるのかなという問題も出てくると思います。

(小林委員)

繰り返しになりますけど、そういう意味で基本的に人が居るということが、いわゆる組織存続が目的化しやすいんですよ。そういう懸念があって、やっぱりいろいろ、今、見直しがあると思うんですね。そういう意味では、僕はここで、我々の答申の仕方として変わっているのは、そういうプロを育てるということに意義があるということではなくて、機能があるんだから、全体としていい、我々はここで、では存続ということにしましょうということであれば、当然それは前提が変わったら見直しをするということになりますので、そういう条件つきということだと思うんですけども。

(市川部会長)

ほかにいかがですか。それともう一つ確認しておきたいのは、今、県は新しく工業団地をつくってはおりません、買収というか、そういう行為をやっていませんけれども、それは今後やらないんですね。

(市川土地対策室長)

その点、以前にもお答えしましたが、現在、商工部で策定した(産業振興)戦略プランの中では、県は市町村が整備する工業団地を権限委譲等の面で支援していくという位置づけになっていますので、現時点においては、県が手を出すという位置づけはなされてないということです。

(市川部会長)

土地開発公社の存続云々とはちょっと別の話かもしれませんが、工業団地の会計が一緒になりますよね。決算を見ていると、ちょっとわかりにくい面がある。本来、先行取得と工業団地というのは、きちっとした別の会計にして、やっぱり県民にはわかりやすく公表していくということは求められることだと思うんですよね。それは今回の見直しとは直接関係ないかもしれませんが、そういう機能を生かしていくという形の中では、私としてはその辺は要望しておきたいと思いますが。

ほかによろしいですかね。それでは、今、出たような意見を、また事務局の方で整理をさせていただきまして、次回まとめの案を出してみただけませんか。そういう形で最終結論を出していきたいと、このように思いますけれども、よろしゅうございますか。

それではその次に道路公社お願いします。

(2) (特)長野県道路公社

(藤森行政改革課長)

それでは道路公社をお願いいたします。資料1の16ページをお願いいたします。前回の議論の中では、16ページの中ほどにあります、現行の基本方針どおり平成26年に廃止した場合には、県からの出資金が県には返還されない、それから維持管理費も7億円、年間かかる。一方では経済波及効果があるというようなところを説明させていただいたわけですが、前回の議論の中では、いつ無料開放するかということは県民サイドの要求で、県議会を含めて、県が判断すべきではないかというようなご意見がございました。そんな中で沼尾委員から、経済波及効果というのはどれくらいあるのかというようなご質問がございまして、土木部で資料をつくっていただきました。資料3をごらんいただければと思います。

実は道路公社の改革実施プランの中で年間約40億円の料金負担がなくなるということで、路線の利用者が増加することに伴う間接的な経済効果が見込まれるということを言っております。年間40億円の料金負担ということで1に掲げてございますが、平成26年度の通行料収入を39億7,000万円と見込んでおりまして、平成30年度以降は各路線、順次無料開放がされてまいります。したがって料金収入はその分減ってくるということで、27年から38年度に見込まれる通行料金の合計が249億円ということで、それに伴って収支予測をその下に書いてございます。雑収入を含めた収入が252億円。一方で右の支出については、県の出資金の償還金も含めて、維持・管理費を含めて383億円ということで、赤字が131億円出ると。それについては、内部留保を70億円、それから損失補填の引当金を24億円充てて、最終37億円がマイナスになって、それが県の出資金の返還額から差し引かれるということでございます。

それから経済効果ということでございますが、上の通行料金収入の中で、県内の利用される方の料金について約150億円、これは県内の利用者の方に効果があると。それに伴って県民全体の経済波及効果ということで約96億円。それから県にとってもそれに伴って税収が上がると。一方で、県が維持管理費を出さなければならないということで、トータルすると174億円の経済効果が見込まれる、金銭的效果が見込まれるというようなことでございます。補足でございました。説明は

以上でございます。

(岡村委員)

数字の見方と、それから経済波及効果、県民全般の約96億円の経済波及効果があると。これは内容も見てどうやって入れていくかというのは非常に難しい話だと思うんですが、これはどうやって見立てたのか。それから通行料収入が249億円あって、県内利用者が149億円だとなると、いわゆる県外の人が100億円ぐらいの売上があるということで。そうすると経済的なものからいくと、輸出をして100億円稼いでいるのに外貨の収入がなくなってしまうので、それを税金で肩がわりしてしまうことが本当にいいのかどうかという検証だと思うんですけども。この149億円は通行料金、そのまま通行台数で見立てて料金を出したんだと思うんですけども、経済波及効果の方はどんなふうに出されたんでしょうか。

(小林道路建設課技術幹)

お答えいたします。過去の産業連関表によりまして経済波及効果を出していた資料がございまして、実はそのときには交通量の伸びを見込んでいたんですが、今回は交通量の伸びが1.0ということで、伸びを見込んでいないということで、平成16年の(改革実施)プランのときとは差がございまして、今回、それを補正いたしまして試算した結果でございます。県内の利用者の方が、平成26年で無料開放になった場合に、平成26年から38年の間に払わなくていい料金、ここで約150億円なんですけど、この150億円を直接的な消費に回す、個人消費、あるいは企業消費に回すことによりまして、一時波及効果として経済波及効果をこの産業連関表より出したものでございます。

(小林委員)

結局もうこれは受益者負担でいくのか、そうじゃないのかということの判断をするだけのことだと思うんですね。結局、県民全般ということから見れば、今後も続ける方が、いわゆる182億円ですか、これが入ってきて県の財政に貢献すると。それから全体ということからすれば、その経済波及効果の方の、利用者の料金はこれは受益者の部分ですから、全体ということは波及効果の95億円ですか、強いて言えばこの比較ということなんですかね。全体としてはどうなのかということになると、受益者以外のところでは。そうするとここで、要はどちらを選択するかだけのよな気がするんですけどね。

(市川部会長)

前にも一度申し上げたことがあるんですけども、最初からこれは有料道路を前提として整備をしたんですよね。そうするとその年限で償還をしていく。有料道路徴収期間が定められていますよね。償還が足りなければ、当然県はその最後に負担するという前提でつくっているわけです。そうすると、なぜ早めなければいけないのかということですね。無料開放するということは、早くやれば当然その残金は残ります。残金は当然県がそれを自分で負担しなければなりませんね。通常の中へ借金会計として入ってくるだけですよ、県の会計の中に。ですからそれをなぜ早めるか、早めないか、県民に対して早く無料開放する、無料開放しても県はそのままその残金は負うと。そうするともう原点へいってしまいますよね。なぜ有料道路にしたんですか、では最初か

ら公共事業でやればよかったじゃないですかと、こういう形になってくるんですけどね。

この制度を活用して、迂回ルートがあればその道路を整備して便宜を図っているということですよ。道路緊急整備措置法ですものね、根拠法はきつと。それをこの部会に任せられても、私は前から言っているんだけど、それは困るんだと。まさにもっと高度な判断をしてくれないかなという感じなんです、私の意見とすれば。なぜ早めなければいけなかったかという前回の議論がちょっとよくわからないんですよ。

(岡村委員)

部長おっしゃるように、では早めて、それを税金で肩がわりさせるということになると、県民の理解が得られるのかという問題が出てくると思うんですよ。だから道路というのは難しいのは、全くその道路を直接的に通らなくても、ではそこを物流、あるいは救急車だ消防車だというようなものも通って、間接的に利益をこうむるということはもちろんあるわけですから。だから一概にどこが受益者で、どこが税金なんだという話になると難しい話ですけども。部長が言ったみたいに、もともと何十年で償還しますよということで計画しながらつくったものを、前倒しにする必要があるのかどうかというのは、非常に疑問を感じるので、私は当初の計画どおりいって、受益者からそこは負担すべきじゃないかと強く思いますけれども。

(小林委員)

全く同じことなんですけど、あえて早めなければいけないということがもしあるんだとすれば、私はおそらくこの、せっかく今出していただいた経済波及効果のところの県民全般のところの数字が、明らかにとんでもなく大きい数字になって、いわゆる財政負担とのバランスでいくと、やはり早期に(無料開放)した方が県全体にとっては非常に大きなメリットがあるよと、そういうような場合だったら、おそらくきつと検討に値するんだと思うんですけども、そうでない限りは確かにあえて(早める)理由はないような気がするんですけどね。

(市川部会長)

そうですね。それともう一つ、これは事務的な問題かもしれませんが。(有料道路事業の)許可を受けてやって、仮に早くこれを繰り上げて無料開放すると。そういう場合の許可行為の方はどうなるんですか。それは国との協議が必要になるの。

(北沢道路建設課長)

国との協議が必要になりまして、その了解を得なければいけないんですけども。まだ正式には事前には何らその辺の協議はしておりません。

(市川部会長)

確か茅野の100円(の有料道路)でしたか、忘れましたが、あれはそういう行為をやったわけですか。

(北沢道路建設課長)

茅野は協議しまして、いわゆる今までの未償還金を茅野市からいただいていると。

(市川部会長)

県が持ったのではなくて茅野市が。

(北沢道路建設課長)

県が持つと他の有料区間に影響してきますので、無料化を要望している方からその未償還分をいただいて、一応清算したという形で。一応それでいわゆる未償還分がなくなれば無料化できる原則になっていますので、その辺のお金をいただいて、国と協議して無料化したということでございます。

(市川部会長)

他県でも、公社を使つての有料道路事業が行われていると思いますけれども。うんと早めて、みずから負担して早めてしまったような例はございますか。

(北沢道路建設課長)

赤字であつて、今後もさらに改善されない場合は、赤字をどんどん膨らませるわけにいかないものですから、それについては、すべて(許可)期間前に清算してしまうという例はあります。

(市川部会長)

ほかに意見はございますか。基本的には部会の意見とすれば、当初の計画どおり、自然体のままで事業をやっていってほしいということになるんですが。ただ、今、事務局の方で説明ありましたが、将来的に赤字がどんどん膨らむという現象が出てくれば、そういうことはあり得るということで、今の時点としてはない。

(北沢道路建設課長)

全体的には黒字です。

(市川部会長)

その辺でまとめてもらうということによろしいのかな。許認可の件も入れてもらうし、それから将来見通しの全体の運営の状況からしても、そういうところも加えていただきながら、特段の理由がない限りにおいては、現状のまま(有料道路事業の許可期間)で動かしていくということによろしいですかね。ではそういう方向で、案を次回までにまとめていただけませんか。

それでは次は社会福祉事業団でいいですね。

(3) (社福)長野県社会福祉事業団

(藤森行政改革課長)

それでは資料1の7ページをお願いいたします。社会福祉事業団につきましては、改革基本方

針は変更しないんだけど、職員の派遣とか、財政的関与を一定期間継続してもらいたいということでございます。前回のご議論の中で、その財政支援については、支援費による運営が可能となるまでの間ということなんだけど、もっと年数をはっきりさせてほしいということで、資料をつくりました。資料の説明の前に、職員の派遣について、おおむね今後3年間県職員を派遣ということで、これについてはおおむねをとって3年間という形にしたいということでございます。この3年間ですけれども、次年度から、平成20年度からの3年間、20、21、22年度までを派遣継続してもらいたいということでございます。

財政支援の関係でございますけれども、資料4をごらんいただきたいと思います。西駒郷の現状と課題というところで、地域生活移行を進めた結果、入所者数は減少しておりまして、平成18年度末で231人ということで、4年前に比べて170人ほど減っているというような状況でございます。

将来像のところ、左側に5年後の西駒郷の姿というのがございます。真ん中の平成19年度で見ますと、入所更生施設、授産施設含めて231名の入所者が、平成24年には定員で60～100人に地域生活移行を進めていきたいということで、その年次の入所者数の見込みが右のグラフに24年度まで書いてございます。95名までにしたいということでございます。職員数の実績を記載してございますけれども、将来的な職員数全体は出ていないんでございますが、先ほど申し上げましたように、県職員の派遣は22年度までですべて引き上げをするということでございます。

財政支援の関係でございますが、結論からいうと、平成24年度までは財政支援を継続してもらいたい。地域生活移行の促進でありますとか、それから給与体系を民間の社会福祉法人に準じるような形に見直しをして、経費の節減を図りながら25年度以降は支援費のみで運営をしていきたいということで、先ほどの年数については、平成24年度までの5年間、財政支援の継続をお願いしたいということでございます。

(寺沢障害福祉課長)

障害福祉課でございます。一つだけ、24年度というのは、西駒郷の基本構想を10年間ということで、平成15年度から24年度までということで基本構想をつくってございます。その中の地域生活移行の見込みということで、今、60～100人ということで施策を進めているわけございまして。非常に将来的に、今、地域生活移行が、最初よりも少しやっぱり重い方がということがありまして、現状の中で24年に向かってやっておるわけでございますが、60～100人に向けてというところで、期間をいつにするかということでございますので、基本構想の目標年度である24年度ということで諮らせていただいております。説明は以上でございます。

(市川部会長)

ご意見はいかがですか。

(岡村委員)

今のご説明で重い方が残っていると。やはり現場では福祉と経営のはざまで大変ご苦労されていると思うんですけども。したがってこの第1表を見ましても、最初の方は計画に従ってほとんど計画どおり、あるいは計画人数を上回っている。ところが18年ぐらいになると約20名

ぐらい下回っているというのは、今のご説明で何となく理解できたんですが。地域生活移行というのはすごく言葉はいいんですが、要は家庭へ行け、グループホームでやれ、就職できる者は就職しろというような話だと思うんですが。そういったものができる人が出ていってしまって、ではあとに残された人は、言い方は悪いですけども、かなり程度の重い人が残ったという話になれば、ただ（入所者の）数だけ減らしていけばいいのかというふうに、私、すごく疑問に感じるわけです。だからその地域生活移行ができなかったということが問題ということではなくて、むしろ事業団（西駒郷）がセーフティネットとしての役割も担っているという、確か前回のヒアリングのときに役員さんがおっしゃっていましたが、そういった観点からすると、ただ単に合理化だとかコストダウンだけ図っていけばいいのかというのは、非常に疑問だと思うんです。さっき部会長が、この前の説明のあった団体のことについて、県の政策そのものだというようなことをおっしゃいましたが、何かむしろこっちの方が何か重い政策課題を突きつけられているような気もするので。人道的な観点という言い方がいいのかどうか分かりませんが、（事業団の）自立体制が整わない中で、人的関与だとか財政支援を機械的に打ち切ってしまうといいのかというふうに、私はすごく思うんですけども。その辺も何かここでもう少し深く論議をして答申の中に入れていただけると、大変、私はいいかと思います。

（市川部会長）

今の岡村委員さんのご意見というのは、要するにこの24年度における入所定員のこの見込みと大いに関連すると思うんですが、その辺はいかがですか。

（寺沢障害福祉課長）

私どもの考え方として、この表にもございますように、今、駒ヶ根と宮田村に分かれておるわけでございますが、新棟というのは60（人の入所定員）でつくっておるわけでございますが。施設を集約すれば職員の数も減らせますので、効率化が図れるかと思っております。ただ、今みたいに寮が5つ、あすなろというところ、2階も含めてなんですけど、5つあるものですから、少しずつ利用者が減ってきて、寮を閉鎖していけば効率的な運営は、職員のローテーションが一気に15人とか減らすことができますので、そうしていきますと、少しずつ効率的な運営ができるかと思っております。24年度のところで60～100人というコンパクトな施設にならないと、なかなかその自立的な運営が難しいのかなという思いはしております。

（市川部会長）

そのところなんですけれども。地域、地域ということでどんどん地域へ移行させるということで、いろいろな社会福祉法人が全県的に引き受けていくということなんですけど、この西駒郷にいる人たちが、24年度には100人まで持っていくというように、スムーズにその辺が、要するにもっと西駒郷で引き受けてくれないかという、そういう需要等の絡みなんですけれども、その辺の見通しをちょっと聞いておきたい。その辺が岡村委員のおっしゃっているところだろうとは思っています。

（寺沢障害福祉課長）

最初の昭和43年に比べて、各地域の中で民間施設が育ってきているということは事実と思います。それから地域生活移行も西駒郷だけではなくて、民間もかなりやっていただいたということで、長野県は全国的にも地域生活移行が進んでいるかと思います。ただ、先ほどのお話のように、就職ができたり、比較的軽度の方が地域生活移行が進んでおりますので、これからはちょっと難しい事態になっておるわけでございますが、県とすればグループホームの整備とか、日中の通うところの整備をするというような施策を進める中で、全県的に進めていきたいと、そんなふうに考えております。

ただ、県立施設ですので、セーフティネット的な部分というのは、当然どこかで持たなくてはいけないと思っております。実は西駒郷、地域生活移行ということで、平成15年度以降、新たな入所というのもやってこなかった経過があるんですが、今年、例えば北信の方だったんですが、やはりなかなか地域では（生活）できないということで、1名、4月だったと思いますけど、入所されたというようなケースがあります。個々の中で地域で支援ができないものについては、西駒郷で受けていくというのは、当然やっていかなければいけないという、そんなふうに思っています。

（市川部会長）

それを大体見込んで、このぐらいの人数でいけると。

（寺沢障害福祉課長）

重度であっても地域で住めるようにということで、重度のグループホームも一応整備はしてあります。夜の支援員を整備する。今、県下で重度の方の整備が7か所ほど進んでおるんですけども。ただ、お金もかかるということもありますので、それほど急速に進むとは思いませんけれども、そういう施策は引き続きやっていかななくてはいけないだろうと、そんなふうに思っています。具体的には、西駒郷のひまわりという重いところでも5人ほど、そういうところに出ておるケースがございます。

（青木委員）

この計画でなからいけるということでもいいと思うんですけど、ただ本当に、今、西駒郷さんにお世話になっていて、ここが地域生活移行だということでそれぞれ市町村とか地域に来るわけですね。なかなか難しい部分、難しいというか、どんどん民間でやってくれればいいんですけども、なかなかできないと思うんですけど、なから計画どおり本当にいくんですかね。それが相当心配だったんですが。

（寺沢障害福祉課長）

先ほどちょっと落としたかもしれませんが、まずは地域生活移行についても、私どもの考え方として、本人、それから家族の合意なしには地域生活移行は強制はしませんという約束をまずさせていただいております。本人のご希望に沿って自活訓練を実施しながら受け入れ先を探していくということでございます。今お話のように、財政的なところもあつたりしますので、なかなか、それからまた正直言って、知的障害者への理解が十分でないところというのも実際にはありまし

て、そういうところを地元の民間の方々が（入所施設を）立ち上げていただくんでございますけれども、地域の説明会等をしていただく中で少しずつ進めているというのが実態かなと思っております。地道な活動でないとなかなか難しいとは思っておりますけれども、地道に進めていきたいと思っております。

（市川部会長）

よろしゅうございますか。これは県の方で説明していただきましたように、3年の県職員の派遣、24年までの財政支援という形の中で、基本的な方針は変えないということですが、そういうことでよろしゅうございますか。はい、それはそういうことでまとめさせていただきます。

それでは次に長寿社会開発センターの方にいきたいと思えます。

（4）（財）長野県長寿開発センター

（藤森行政改革課長）

それでは長寿社会開発センター、資料1は13ページをお願いいたします。このセンターにつきましては、現在の改革基本方針で県関与の抜本的な見直しということで、派遣職員を段階的に縮減する、それから老人大学を県直営にするということです。これに対して、所管部局なり団体の方では、老人大学は直営ではなくて、センターに委託をしてもらいたい。一方で、県の派遣職員を段階的に縮減するという中で、事務局統合を他団体と行うことによって事務局体制整備と言いますが、動きやすい体制にしたいということでございました。

老人大学につきましては、前回のやりとりのなかで、同じ職員が担当していて、看板が県かセンターかというような実態の中で、老人大学の業務と、それからほかの業務の一体的な運営というのはどういうものが、さらに説明してもらいたいということと、それから市町村と連携した施策推進ができないかというようなお話がございました。社会部の方で資料5を用意いたしました。

まず老人大学の件につきましては、従来の説明と繰り返しになるような形になりますけれども、老人大学についても社会参加への入り口ということで、老人大学を経験された方がシニアリーダーということで、それに向けての老人大学とシニアリーダー実践講座の一体的な実施によるメリットがあるのではないかとということ。それと老人大学の経験者が賛助会への入会をしていただくということで、そちらの方の一体的な実施のメリットがあるのではないかとということでございます。

それと市町村と連携という点では、市町村でも老人大学を実施されているところがございませうけれども、講座の内容ですとか定員の面で補完をしていると。それと老人大学をやっていない市町村も約半数あるということで、県としての補完をすべきではないかとということ。

それとほかとの連携ということで、長寿社会開発センターが県全体の元気高齢者施策の主導的役割を担うということで、最下段にございませうように、市町村だとか、市町村の社協だとか、公民館、老人クラブといったような関係団体とセンター、10か所に支部の運営委員会を設けて、活動の場づくりをさらに進めていくということを考えているということでございませう。説明は以上でございます。

(市川部会長)

委員の方から何かご意見、ご質問等ありましたら、お願いをいたします。

(沼尾委員)

今おっしゃったように、繰り返し同じことをお尋ねすることになるんですが、私、この、どうしても一体的にやっているというのが理解できないというか、イメージがどうしても難しいんですけども。要は、言い方は適当ではないかもしれませんが、老人大学に参加された方をそのままこの賛助会に引き連れるというか、囲い込んで、できるだけ賛助会に入ってもらおうと、そういうことをおっしゃっているんですかね、その一体的というのは。

(吉沢長寿福祉課長)

老人大学につきましては、講座としますと教養という部分もございますけれども、その中で、今、研究講座というふうに分けておりますが、実際に社会参加の活動をやっていただくための基礎的な講座ということで、例えば高齢者の関係のいろいろな知識を習得していただいたり、ボランティア活動というような形で、実際に例えば諏訪湖の浄化活動ですとか、社会福祉施設へ実際行っていただいたの活動を体験してもらおうという分野もございます。それで老人大学につきましては、1年間60時間の講座におきましてさまざまなことを学んでいただいたり、仲間づくりをしていただくということで、大体、今、在校生の数としては3,000人いらっしゃる形になるわけでして、それでその中で、今、一番枠として大きいということで、県のやっている長寿福祉の施策の中では、皆さんがお入りやすいと言いますが、そういった意味での位置づけになります。

今、委員さんからご指摘ありましたように、その中の方を中心にしましてシニアリーダーの実践講座なり、あるいは賛助会の会員になっていただくということが、実際の流れとしては多い形になっております。ただ、人によりますと、必ずしも老人大学の講座を受けていなくてもシニアリーダーの実践講座へ入る方もいらっしゃいますし、逆に賛助会会員につきましても、40代の方とかもいらっしゃるわけですから、必ずしも100%入り口からというわけではございませんが、今までのセンターの事業の中での流れという、17年度まででございますけれども、多いのは、老人大学をご経験いただいて、シニアリーダー実践講座あるいは賛助会活動の方にお入りもいただいているという方が多いということで、この流れが少し途絶えてきていますので、できれば戻していただくと非常にありがたいという考え方でございます。

(沼尾委員)

これも同じことをお答えいただくことになるのかもしれませんが、以前お話をしていただいたこととですね。2つあるうちの老人大学と賛助会の一体的実施というものですが、要は老人大学で何か講座があって、その講座の終了時に賛助会に入っただけませんかということをお願いしてきたというのが、17年度までのやり方ということですね。それが切れてしまったと。

(吉沢長寿福祉課長)

多くの学部では、今、委員さんご指摘のような形での、講座の一部を利用する形での募集活動のような形で進めていたわけですがけれども、老人大学がセンター事業から県直営に変わったとい

うことで、18年度におきましては、学部によりまして、その辺がうまく募集活動への協力等が得られないという実態が出てきているというのがございます。

（小林委員）

この資料1の13ページのところで、これ前も確認したかと思うんですけども、前の基本方針に対して、今度は老人大学をセンターへ委託と県職員派遣というのがありますね。これはセットなんですか。老人大学をセンターへ委託するから県職員派遣云々という文章があるのか。それはそれぞれ別々なのか、どうなのでしょう。

（藤森行政改革課長）

これは別でございまして、県派遣職員の段階的縮減というのは、要は賛助会員が主体的に企画運営に携わればいいのかと、その分、県の派遣職員というのは最小限でよいのかということです。

（小林委員）

そういう意味からすると、現状の老人大学を、今、県直営化していると、今言った賛助会の人たちが増えないから、結果として県の派遣は相変わらず、縮減はやっぱりなかなか進まないですねというお話なんですかね。

（藤森行政改革課長）

県職員の縮減については、16年度に基本方針をつくったときに5名だったんですけども、基本方針に沿って2名縮減して今は3名の派遣にしていると。したがって、ある意味では、この段階的縮減のところでは実施済みという形になっていようかと思えます。そのページの一番下にありますように、県の派遣職員を縮減したために事務局体制が弱くなっているという問題があるということで、したがって所管部局、団体の主張にありますように、他団体との事務局統合を行うことによって、そういった問題点は解決していこうということでございます。

（小林委員）

別々の話ということですね。

（市川部会長）

ほかに委員からご意見はございますか。老人大学を開発センターがやらないという話になると、あまり仕事はなくなってしまうのではないですか、そんなことはありませんか。あとの仕事はシニアリーダーと、ねんりんピックの派遣だとかですね。

（吉沢長寿福祉課長）

県でお願いしている分としては、シニアリーダーの関係、あるいはねんりんピックやその派遣、それと県内で文化芸術祭の開催などはやっておりますので、業務的には、実際に本体が直接やるというよりも、現実には各地方事務所での支部が老人大学につきましては主体的と言いますか、

多くの部分を抱えることになりますので。そういった意味の事務局本体の増減ということはそんなにと言いますか、多くはないという状況でございます。

(市川部会長)

今年は老人大学は、県直営でやっているんですか。

(吉沢長寿福祉課長)

県直営で、昨年度から引き継ぎやっております。

(市川部会長)

どういたしますか。

(小林委員)

さっき部会長の質問なんですけどね、何かあんまりすっきりしないのは、まさにこれをなくしてしまったら、この開発センターの存在意義がないから、だから何とかこれやっているんじゃないかという、どうも印象は受けるんですが。それだったらまさに本末転倒だというふうに思うんですね、そうじゃないということなんだと思いますけど。ただ何かそのことが、とりあえず賛助会の人数が増やしたいということだけが何か目標のようなんですが。例えば賛助会の会員が増えたことによって、その成果の測定だとか、それがあること、ないことによってどういう影響が出るのかとか、そういうようなことというのも何か検証されているんでしょうかね。

(吉沢長寿福祉課長)

賛助会員の制度の関係なんですけれども、実際には自らグループ活動というような形で、皆さん、ボランティア活動なり立ち上げていただいて、それぞれいろいろな観光案内をしていただいたり、社会福祉施設へ行きましてケアのお手伝いをしていただいたりするような活動とかを進めてきておりますので、定量的に賛助会活動によってこれだけの、失われるというような説明と言いますか、分析まではちょっとできてはおりませんけれども。今、現実に県内で350のグループがありまして、会員数は減りつつ、ちょっと今回のマンパワー不足もありまして大分減ってはいるわけなんですけれども、グループ活動自体につきましては、350あったものが340台ということで、まだ何とか皆さん頑張っている状況です。

そういった意味におきましては、今後、団塊世代の方々が新しく社会から、また会社から地域の方へ帰られるということがありますので、地域でのいろいろな意味での助け合いとか、支え合いをやっていただく大きな力として期待できる状況ですので、賛助会に入っていただくような形で社会活動への参加というのを進めていくと。そういった意味では、センターの役割というのは今後も大きなものとして残る、大きくなると私どもとしては考えているわけでございます。

(小林委員)

すみません、もう一つ。そうしましたら、いわゆる県直営と、こういう形で皆さんのご主張のようにされる(県からセンターへの委託の)場合と、これ連結ベースで見たコスト比較はどんな

るんですかね。

(吉沢長寿福祉課長)

コストの関係につきましては、(資料1の)13ページの真ん中の類型の支障発生ののところにございます。委託するということになりますと、消費税をどうしても委託費には乗せなければいけないこととなりますので、そういった意味におきましては、センターが実施した場合の方がBの方になりまして、230万円コスト増にはなるという形でございます。私どもの主張としますと、それ以上にそのにございますように、この改革が始まってから賛助会員が1,300人も減少しているということで、そういった意味においては、影響としてのものが大きいということもあります。

の下の方に書いてございますように、今後の委託を行うに際しましては、老犬とシニアリーダー実践講座の連携とかの形をもう少し見直すことよっての経費節減ということで、この230万円のプラスというのを、少しでも抑えるような形での委託も検討しながら進めていく必要があると考えております。

(小林委員)

賛助会員が減っていることは、その直営化と因果関係があるという検証はされているかどうか一つと、コスト比較のところ、これ基本的には人件費なんですかね、両方ともほとんど。

(吉沢長寿福祉課長)

まずその因果関係というところでございますけれども、営業活動、営業と言ったら失礼ですが、いろいろなところへの実践的な働きかけという機会自体が、人口の減少によって減っているということはありますけれども、それが県関与の関係ということになりまして、それが1,300人減ったうちの何%を占めているかというところまでについては、正直申し上げまして分析はできておりません。

それともう1点、コストの比較の内訳でございますけれども、のAの現在の5,248万4,000円のところで申し上げさせていただきますと、このうち事業費としまして講師の方への謝金ですとか旅費などに1,329万円になっております。それと人件費のところ、老犬主幹という方が実際に中心になっていただいて、カリキュラムの編成とかをやっていただいている方が全部で12名いらっしゃいまして、そちらの方が2,548万円になりまして、あと長寿福祉課の1人の人件費分として724万円というような形でさせていただきます。実際に学生の皆さんに、例えばファイルですとか、卒業証書ですとか、そういうものにつきましては647万円ございますが、こちらにつきましては、受講者さんにご負担いただいております、県の方では負担していないという状況でございます。

(小林委員)

この変更の一番の最大の根拠は、賛助会員が減るからということでご説明はしているんですが、今のご説明を聞くと、いわゆる直営化だとかどうかの因果関係というのははっきりしないということになってしまうと、何かやっぱり前提が全然違う、何かそれだったら何なんですかという気がしてしまうんですけれども、理由になり得ないのではないかなという気がするんですけどね。

(吉沢長寿福祉課長)

回数と言いますか、営業と言いますか、働きかけ自体の回数自体は計測できるんですけども、実際にそれが1,300人のうちの何%というところまで、ちょっとできていないということでございます。

(青木委員)

すみません、ちょっと何か違う意見になってしまうかもしれませんが。老人大学というのは、そもそも県が直営でやらなければいけないことかどうかと思うんですよ。むしろこういうものは、センターなりその団体に委託して、そういうところから例えば賛助会員を集めたり、そういうのを拡大していった方が、もっと県が直営でやるんだったら老人大学というそういう事業ではなくて、もう少し高齢者の健康づくりはどうあるべきかというようなことを市町村に指導するような、そういうことをやっていただいた方が、ちょっと生意気で申しわけないんですが、いいのかなと思うんですよね。そうすると、その老人大学が県営にってしまったものですから、どうなのかなと思うんですけども。むしろそういうのは、団体にどんどん主体を持ってやっていただいた方がいいような気がするんですが。ちょっとおかしいですかね。

(沼尾委員)

同じことだと思うんですが、自主事業でやったらどうかというお話ですよ。違うんですか。今、委託とおっしゃったけれども、ただ趣旨を伺うと、それでもうけて組織を維持してやっていくという、そういうふうにも受け取れるんですが、どちらですか。

(青木委員)

もうけると言うと語弊がありますけれども、一つの団体の活動として、メインの事業として持っていてもいいような気がするんです。老人大学を受講した一部の人を今度リーダーとして広めていって・・・

(沼尾委員)

それは続けていってもらって構わないと思うんですが。それに県が金を出す必要があるのかと。前提をひっくり返すようで申しわけないんですけども、これ、だめなんですかね。自主事業では、今の低料金の受講料ではとてもじゃないけどできないということになるんだろうと思うんですが。真剣に改めて、経費に見合った分の受講料をとってそれで勉強していただく、社会参加のきっかけにさせていただくということは、考えられないんですかね。すみません、前提をひっくり返すようで申しわけないんですけど。

(市川部会長)

今、受講料というのはどのぐらいですか。

(吉沢長寿福祉課長)

今、お1人当たり2,000円をいただいているだけです。

(小林委員)

私もこういう学ぶというのは、まさに本当にいろいろ状況もどんどん変化していくし、多様化してきていると思うんで、そういう意味ではもう本当に民もあるわけだし、もっと指定管理者みたいなところにも投げるとか、そういうことだっているいろいろ考えられるんじゃないかと思うんですけど。これが、何か官が官制でいつも供給していく必要があるのかというような気はするんですけどね。

(市川部会長)

これ財団でやっている部分ですよ。ただ、このいろいろな活動主体、グループをつくったりしていくということは、これから当分の間高齢化率は上がってまいりますし、最終的には、推計値からいけば、全国は40%ぐらいまで行くかもしれないというときに、賛助会という制度がうまく活動できて、自分たちでいろいろな自主事業を展開したりして、その足りない分を、県が委託という形ではなくて、直接財政的支援をするという方向だって、中身をきちっとしていれば、それはそれでやっていっても意味があるということだろうと思います。

将来を考えていった場合に、やはりそういう形で、実を高める中で積極的にもっと活動できるように、この当然リーダーも大勢増えることはいいことですし、地域地域でいろいろな支部がいっぱいできて、いろいろな活動をしていただけることは大いに結構だとは思っています。そういう方向で、もし充実していくのなら、この団体をもうちよっと活発に活動できるような形の体制もあわせて整備が必要なのかなという、そんな感じがするんですね。

(岡村委員)

おっしゃるとおりだと思いますよ。だから何が県全体の利益か、その中で機能、さっき青木さんが言っていましたように、役割とか機能をもっと明確にして、小林委員が指摘したみたいに、賛助会員を増やすことが目的ではなくて、賛助会というものはその事業を達成するための手段であるわけですから、そこに主張の重点が行ってしまっているから、おい何だという話になってしまう。だから前回の検証シートを見ても、1億1,000万円のうち8,000万円が県の補助金というようなことであれば、何だこれはという話になってくるので、もう少し営業努力をしていくと、俺たちはこういう自主企画のものをこういうふうにやっていきたいから、だからしばらくは県が応援してねというところがあると、何か得心がいくんだけれども、賛助会員が減ってしまうので、ちょっと直接俺たちにやらしてよというのだと説得力がないかなという、そこら辺が何か理論的に主張できればよろしいんじゃないでしょうか。

(市川部会長)

市町村との連携がいろいろ書いてございますけれども、それは大事だし、やっぱりその中でリーダー的役割を果たしてもらいたいですね。そうじゃないと、やっぱり県が支援してつくった財団で、もうちょっとしっかり取り組むというのがますます重要になってきますし、高齢化対策の中でやっていってもらおうという形で、事務局の高齢化も出ていますけれども、これはそれとして

事業展開をしていっていただきたいという希望はありますよね。そうじゃないと、このセンターの存在感というものはどうなんだろうと、市町村から見た場合に存在感はどうなんだろうと、そういう危惧はあります。

基本的には充実の方向で、しかも賛助会員といういい制度を生かしながらやっていただくと意見で、その辺もう一度検討してみただけませんか。今日はこれ以上やっても先にちょっと進みそうにないもので。基本はやっぱり生かしていくという方向で、財団の自立性を高める中で動いていっていただきたいという、そういう感じがします。それでは次に文化振興事業団。

(5) (財)長野県文化振興事業団

(藤森行政改革課長)

それでは文化振興事業団につきましては、資料1の8ページをお願いいたします。文化振興事業団につきましても、改革基本方針は変更しないということで、経過的な措置としてプロパー職員の育成に必要なおおむね5年間、県職員の派遣をしてもらいたいということ。それから8ページの下にございますように、県の文化振興施策における事業団の位置づけだとか、指定管理者制度の適用の今後のあり方については、別途、県において検討するというようなペーパーになっているわけですが、この別途、県において検討するという部分について、先延ばしするのではなくて、考え方をこの部会のところで明らかにするか、もしくはどんなスケジュールで検討していくのかということを示してもらいたいというのが、前回の宿題の一つでございます。

それとおおむね5年間、県職員を派遣するという事なんだけれども、プロパー職員の養成のスケジュールを示してもらいたいということでございます。前回も小林委員からご指摘がありましたように、このおおむねというのはとらせていただいて5年間ということでございますが。ちょっと先ほどの社会福祉事業団と起点が違いまして、5年というのは今年度も含めてということで考えておりまして、19年度から23年度までということでございます。社会福祉事業団などこの年数の表現の仕方については、別途これはそろえさせていただきたいと思っております。

資料6の方でございますが、まず県の文化振興施策における事業団の役割と指定管理者制度の今後のあり方の検討ということで。平成18年の4月に指定管理者制度を導入いたしまして、1年間経過したところでいくつかの効果もございましたし、課題もあると。課題の中では、2つ目の丸にありますように、美術館といったような、単に箱もの管理でないような業務があるというものについて、それをどうしていくかというようなところで、大きな課題があるのかなということでございます。

そんな意味で、効果と課題を踏まえた上で、一つは事業団の役割の明確化ということで、これについては、今年、年末までには、現在の指定管理者制度の効果だとか課題を踏まえて検証したいということと、それと事業団の位置づけについては、これ役割を明確にした上でということでございますが、県が直接行う事業、それから委託により行う事業、これは指定管理業務とは別に、施設の管理といったものではなくて、公的役割の大きなものを委託してやるというところを整理をしたいということでございます。それと指定管理者制度についても、先ほど言ったような課題があるということで、どうしていくかということもあわせて、年末までには決めていきたいということでございます。

それから2枚目は、プロパー職員の人材育成ということでございます。2の職員研修等の実施ということで、先ほど言いましたように、5年後には基本方針に沿って（事務局員と学芸員を除く）県職員を引き上げるということで、その間、一つは中間管理職の養成研修というものをやっていきたいと。それと経理事務の研修、今までは県職員なり特定のプロパー職員が経理関係の事務をやっていたということで、主に事務系職員を対象に、こういった経理事務の研修もやっていきたいということでございます。

それとあわせて、(2)、(3)にございますように、組織体制だとか、職員任用制度のあり方を平成19年から21年度ぐらいまでに検討して、平成22年度からは新たな体制をスタートさせていきたいと。それから人事管理や目標管理制度については、これ県でも今、制度化に向けて検討しております。そんな県の導入状況を見ながら、これについても導入の検討をしていきたいということでございます。説明は以上でございます。

（市川部会長）

ご意見、ご質問をお聞きしますが。

（岡村委員）

もっと前にお聞きしなければいけなかったんですが、前回の説明ですと、松本文化会館と佐久創造館は文化振興事業団が指定管理者になれなかった、とれなかったというようなご説明でしたが、何ゆえにとれなかったのか。それと逆に言うと、ここで（資料6の1枚目）文化振興事業団の目的、 から まで掲げてありますけれども、この の埋蔵文化財というのは別枠にして、指定管理者を公募したというんでしょうか、そのときに だけについて競い合ったのか、あるいは のその他の必要な事業も含めて、指定管理者の募集というか、公募の条件になっていたのか、その辺まず教えていただけますか。

（佐藤生活文化課長）

は当然でございますけれども、 の公演等の自主事業の企画等の提案もいただく中で、総合的に点数制でつけて判断をさせていただいたということでございます。 も含まれております。

（岡村委員）

ということであると、前回のご説明のときには、文化振興事業団はこんなに自主企画がいっぱいあるのに、指定管理者をとったところは掃除も行き届いていない、自主企画もあまり多くないというようなことでしたが、入札のときというのは、ちょっと入札という言葉がいいのかどうかわかりませんが、指定管理者、他の方々がとったときにそういう企画まで出してそこでよしとされたわけですから、その辺、では文化振興事業団のもともとの目的とするところは、施設の管理だけを管理者に任せてしまうということなのであれば、コストパフォーマンスの問題だろうと思うけれども。芸術文化の支援だとか、教育普及事業とかという、県がもともとやっているようなところについてまで指定管理者に任せてしまったということなのであれば、これはちょっと問題かなと思うんですけれども。

(佐藤生活文化課長)

その中で、芸術文化団体への直接的な支援とか、それから教育普及事業、いろいろございますけれども、すべてが文化振興事業団のみでやっているわけではなくて、そういった事業も一部取り入れるということでございます。それから自主事業につきましては、これは館の方ですべてやっているものでございまして、中身によって県とのすみ分けてやる部分というのは、当然、今回の指定管理の中にはございます。

(藤森行政改革課長)

補足をさせていただきますと、前回、指定管理者制度を文化施設に適用するときに、県としての考え方が、これは今、反省をしているところなんです、はっきりしていなかったことがあるのではないかと。例えば先ほどの美術館の学芸部門であるとか、今、岡村委員おっしゃったような自主事業だとか、芸術文化団体への支援というようなものも含めて、指定管理者にお願いするというような形で仕様書をつくってあります。そういったものが、指定管理者にやらせるのがいいのかどうか、県が直接やるのか、それとも文化振興事業団のような公的役割を持ったところにやってもらうのがいいのか、というような整理ができていなかったのが現状なのかなと思います。そういったものを年末にかけて県の中で検討させていただきたいということでございます。

(岡村委員)

結局そうじゃないと、経済合理性だけ追い求めていけばいいのか、事業団とか県が本質的にやらなければいけない文化芸術の伝承だとか、創造だとか、政策の根幹にかかわるもの、それが一緒になってしまっているから、何だって指定管理者でできるものであれば、コストパフォーマンスを考えればそっちの方がいいじゃないかという理論になりがちなんです。そこら辺は明確に示していただくと、おのずと事業団の役割というのが見えてくるんじゃないかと思っていますけれども。

(市川部会長)

ほかにいかがですか。

事業団の役割を明確化して、今後こういうスケジュールでやると言われると、我が方はどういう報告をだせばいいのかのという形になりますが、部会として。

(岡村委員)

県でできない、文化振興事業団としてこういう役目がありますよということで、やっぱりそういうものが出るとか。あと埋蔵文化財に特化してということもあるかもしれないけれども。どのぐらいいいのか、それはもう本当に、私ども実際にどこまで踏み込んだ事業ができるのか、指定管理者がどこまでできるのかというのが見えてないわけですね。文化振興事業団はここまでできます、行政はここまでと。そういうものが具体的に分かるようにという、そういうことだと思いますけれども。

(藤森行政改革課長)

今の改革基本方針の中でも、完全に整理はされていないんですけれども、県のその文化振興施策についても事業団にはそういう一定の役割はあります。そういうことを認めた上で、それならば県の人的関与はなくしていきましょうという基本方針の中身だと思います。したがって、所管部局なり団体の方でも基本方針自体は変更しないというか、県の人的関与の縮減というのは、それはそのとおりやってみましょう。ただ一定期間、ここで言うと5年間なんですけれども、職員を継続して派遣をしてもらいたいということでございます。私がこういうことを言っただけとはいかないのかもしれないんですけれども、部会ではそこら辺を、結論出していただければいいのかと思っております。

(市川部会長)

それはしばらく仕方がないのかなと思いますけれども、それより本当に将来を考えて大事なものは、資料6の1枚目の一番下のところで、二重で囲っていただいたところを、県はこれからどうしていくのということが一番大事なんです。指定管理者制度に関するところ。文化振興事業団の本来の目的というのは何かということ、もう施設管理は重点ではないという形に当然なってくるんです。ここをしっかりとめ上げてもらえば将来はいいわけですね。今、藤森課長が言われたけれども、これは非常に関連があって、では人的関与もいいです、財政支援もいいといったところで、その基本的なことをきちっとすることによって、あり方がみんな変わってくるし、またそれによって将来がまた決められてきますよね、おのずから。そういうことを含めて、私は、だからここがまとまらないとどうしたらいいのかと、こう思ったものですから。

当面運用していくのに、まだ人もちょっとうまくいかないということはそれはそれでいいんですけれども、文化振興事業団の本来のあり方をここで、これから今年から来年にかけて詰めるように、言ってみれば当たり前ですよ。そういう意味からいくと、ここまでこう出されると、うちの方は何と言うのかなと思うんです、部会として。そうすると、当面の人的関与はいいけれども、この二重括弧の中を早急にやってくださいと、そういう感じでいいんでしょうか。

方針はいいようですから、このような二重括弧の中を我々の部会としては書き入れて、ここが一番大事ですよということをまとめていくということでしょうか。

(小林委員)

そういう意味では、ここの団体だけではなくてすべてに言えると思うんですけれども、やっぱりその組織そのものが、外郭団体としての存在意義というか、まさにそれぞれミッションを持っていると思うので、それをやっぱりきちっと定義してほしいということだと思うんですね。その上でそれが、いわゆるミッションに対してどういう活動、どういう成果を上げてきたかということが、検証がやっぱりされ、要するに外部に公表されるということが、やっぱり一番、県民からも支持されるんだと思うんですけれども。

(市川部会長)

文化振興事業団の本来のあり方はしっかりしているんだという前提で、物事を考えていくしかないんでしょうね。指定管理者制度なんていうのは、これ(当初の改革基本方針を)つくったときにはなかったんですから。もちろんその必要な間、県の関与も必要でしょうし、財政支援も、

場合によっては、中身によっては当然必要になるということは、これはいいと思います。

資料6の1枚目の上のところに米印があるので、ここにいいことが書いてあります。まさにこれが文化振興事業団の仕事ではないですか。「とどまらず、」の下、以降が。

(小林委員)

いや、おっしゃるとおりで。僕は大事なのは、それで具体的に何をしようだったのかというのが、本当は公表されてくると一番いいんだと思うんですね。このために具体的に何をしようとして、そしてこうだったという成果の公表というか、それがあれば一番いいんだと思うんですけど。

(市川部会長)

ちょっとお願いをしておきたいんですけども。県の方針は引き続き今後しばらく支援をしたいということで。ただし、指定管理者制度ができて環境が変わって、これからどういう形で文化振興事業団というのはやっていってほしいというようなことを入れた形で少しまとめてもらえたらと思うんですが、いいですか。それではありがとうございました。

次に、中小企業振興センターを。

(6) (財)長野県中小企業振興センター

(藤森行政改革課長)

それでは資料1の10ページをお願いいたします。ここについては追加の資料はございません。前回は、基本方針は変更しない、プロパー職員による運営が可能となるまで県職員を継続派遣してもらいたいというようなことで整理をさせていただいたんでございますけれども。前回の部会の中で、もっと踏み込んで県の関与を継続していくというようなご意見もございましたので、書き直させていただいたものでございます。

現在の改革基本方針では、県関与の抜本的な縮減ということでございましたけれども、修正の方向性のところでは、県関与の継続ということで、中小企業振興施策は県とセンターが一体となって推進、実施するものであるということで、政策変更等で増減する人員については県派遣職員で対応するというところでございます。

理由としては、政策変更ということでございます。(1)、(2)は県とセンターの役割などを記載させていただきました。(3)のところ、政策変更の主な内容として、平成19年3月、産業振興戦略プランを策定して、この中でマーケティング支援センター機能といったようなものを中小企業振興センターに位置づけたということで、増加した新たな業務を実施するためには、体制強化が当然必要になってくると。一方県は、自分で策定したプランの中で、センターに一定の役割を担わせる以上は、それはプランの実現化に向けて責任があるのではないかとということで、なかなかそのプロパー職員を、事業量の増減によって、プロパー職員を増やしたり減らしたりすることはなかなか難しいということで、その事業量の増減に対応するには、県からの派遣職員で対応したらどうかということでございます。説明は以上でございます。

(岡村委員)

前回は強く主張申し上げたところですが、この政策変更の中で産業振興戦略プラン、これはもちろんなんですけれども、今年を初年度として知的クラスター、1年間で約7億5,000万円近いものが、これから5年間にわたって長野県の産業振興施策として国からおりてくる。それをこの中小企業振興センターとテクノ財団が受け皿となって強力に事業を推進していこうという矢先であるので、県としてしっかり支えていただきたいという、こういう強い思いはあります。

(市川部会長)

今、センターの主力職員、今は全部プロパー職員ですか。

(宮下ビジネス誘発課長)

今、センターは19名がプロパー職員、県職員が3名という状況です。

(市川部会長)

理想的には、やはりプロパー職員できちっとやっていければ、それが一番いいと思うんですよ。まさに専門の職員が中小企業の支援を。テクノ財団は、どちらかというとそれよりもハイレベルなところの、いわゆる先端産業型の支援措置ですね。だからそういう意味で、プロパーのいいのがたくさんいれば、県から行かないで済めば、それにこしたことはないと思いますが、現実はそのもいかない。

そんなにこれ事業の増減とかはたくさんあるんですか。そんなにないのでは。

(宮下ビジネス誘発課長)

事業につきましては、先ほども話がありました(産業振興戦略)プランの関係で、今回、大分強化される形でのうたい込みをされております。それでプロパーについては、19人が足りるかどうかというのは、これは当面維持したいということで。それ早期にプランでうたわれている事業を確立する中で、恒常的に必要な人員については、プロパーも含めて、今後、増員をしていきたいという考えは持っております。

(市川部会長)

この前の部会のときに言いましたが、県の職員が一線に出て行くというのは、このテクノ財団と、それから中小企業振興センターなんです。これ大事なことなんです。もちろんセンターの仕事もしっかり充実させるためにも必要だけれども、現場で県の職員が、そこで自分の腕を磨いてくるということが非常に大事なんです。そういう意味ではこの職場は、ある意味での商工部の専門職員の研修の場でもあるわけです、所轄(の団体)ですけれども。もちろん企業派遣というものもありますけれども。そういう意味では、ここへ県職員を出して大いに研鑽を積ませることは、私は賛成なんです。だけど、今までどちらかというと、県の職員がこの一翼を担ってこの職場がやってきたことは事実です。だけどそういう意味では、プロパー職員もしっかり養成をしていただく中でやっていっていただきたいと、それだけあれば、別に私は今回のこれに関しては異論がないです。それは私の考えです。

(宮下ビジネス誘発課長)

人材育成につきましても、現在、中小企業大学校へプロパー職員を毎年5人程度、長期では派遣できませんので、1週間から1カ月ぐらいの派遣で、人材育成もあわせて行っております。また、先ほど部会長さんおっしゃられたとおり、県職員の大変いい研修の場というようなことで、大学を出てきた商工技術職員の実践の場にもなっていることも事実です。

(市川部会長)

特によろしいですか。ではこの方向でまとめてください。

次に農業担い手育成基金の関係です。

(7) (社)長野県農業担い手育成基金

(藤森行政改革課長)

それでは資料1の12ページをお願いいたします。農業担い手育成基金、農業開発公社、農業会議のところでございます。ここにつきましては、これまで実施してきた事務局統合などの効率化された体制を今後も継続するということで、基本方針でうたわれております団体そのものの統合というのは実施しないということです。前回、これについてはいいんだけど、担い手育成基金の業務内容が低調なのではないかというようなご指摘がございまして、どんな事業をやっているかというものを、資料7でお示ししたものでございます。

担い手育成基金につきましては、3の会員数及び基金出捐額のところで、基金出捐額の合計が20億円ございまして、それを運用することによって18年度では6,800万円ほど、それから19年度の予算でも6,500万円ほどの運用益をもって、その下に事業体系がございまして、新規就農の相談事業でありますとか、それから助成事業ということで新規就農者への支援だとか、それから担い手の環境整備に対する助成、それから職業紹介でありますとか、就農支援資金の貸付といったようなものを主な事業として行っております。

それをどのくらいやっているかというのが2ページ目でございます。新規就農相談事業ということで、16年度から19年度、計画も含めた回数、それから相談者数。それと助成事業ということで、研修費の助成でありますとか、青年組織の活動助成、それから結婚相談員の関係でございまして、農地の賃借料の助成といったようなものを行っております。それと環境整備ということで、住居費の助成といったようなものを行っております。トータル、金額にいたしますと18年度では約5,700万円の実績があり、19年度も7,600万円ほどの計画を立てているということでございます。

それと無料職業紹介事業はごらんのとおりでございまして、貸付事業ということで、これは初回からちょっと少ないなというお話がございましたけれども、合計のところでは件数、18年度で5件、750万円ほどというような実績になっているということでございます。説明は以上でございます。

(市川部会長)

それでは委員さんの方から何かございますか。

参考までに教えてください。海外渡航費というのは、この予算のうち、どのぐらいを占めているんですか。先進的経営体等研修費助成というのは。

(北沢農村振興課長)

ちょっと内訳までは出してごさいませんが、一応予定は、5人程度を予定させていただいているということにしております。金額的にはちょっと明示してありませんけれども、国内研修では80人ぐらい、それから海外研修では5人というような予定を19年度はしております。

(市川部会長)

国内研修費というのは、80人と出ましたけれども、そうすると新規に就農を希望する人は行っているということなんですか。

(北沢農村振興課長)

これから農業に就こうという方に対して技術研修とか、そういう形でのその研修をするために経費に対して助成をしているということです。

(市川部会長)

この額がすごく大きい。

(北沢農村振興課長)

かなり相談などで来る方がおられますので、そういう皆さんに、できるだけ長野県内、とりあえず研修をいただいて、農業をどういう方向だということを十分理解をしていただくということも当然必要になってきます。当然、研修を受けられた方は基本的には農業に、当然、助成を受けられた方は農業に就いていただくということを前提に、確実性を見ながら助成をしていくということにしております。

(市川部会長)

みんな農業に就かないんですか。

(北沢農村振興課長)

いや、なかなか難しい状況はございますけれども、基本的には助成された方は就いているというふうに私どもは理解をしております。

(市川部会長)

これを見れば、合計すれば、80人が新規就農をしているということは、ただ予算的にここがうんと大きいんですね、見ると。

(北沢農村振興課長)

はい、月4万円を出しておりますので。

(市川部会長)

大半はこれで終わって。本当は、もっと下の方の予算が大きくなってこなければいけないと思うんですが。

(北沢農村振興課長)

はい。そこらについては、19年度以降またいろいろな面で、これ以外でも考えられる事業等も当然出てこようかと思いますので、検討をしていくということにして。

いずれにしても新規就農者確保というのは、長野県の農業にとっては極めて大きな課題でございますので、とりあえずその研修をしていただいて就農をしていくということを重点にしていきたいと思っております。

(小林委員)

すみません、今ごろ素朴な疑問なんですけど。これは前も出ていたと思うんですけど、基金の方は20億円ですか、大変大きなお金を寝かせて、それでその果実でやるということなんですけどね。何か必要な政策なのに、その果実が一つの、要するにその時代時代の金利情勢によって事業規模が決まっていってしまうというのは、何かちょっと違和感があるのと、それから今度は備考のところを見ましたら、17年度から高利回りの外国債を運用ということで、非常に果実は増えてきているんですけど、その分リスクが著しく高まっていると思うんですが。そういう意味で、これをご担当されている方がこういうことに常にはらはらするようなことをしながらやっているというのは、どうも何か行政がやることからすると、何となく違和感があるんですけども。

(北沢農村振興課長)

従来は、この資金については長野県信用農業協同組合連合、いわゆる信連、そちらの定期だけだったんですけど、それだとかいう金利情勢の中ではなかなか果実が出てこないということの中で、17年度から、ここに記載してありますように、とりあえず国債をまず買うことにしまして、それ以降いろいろ金利情勢等判断する中で外国債とか、あるいは地方債や何かを購入をして、現在、18年度で6,700万円ほどの金利で運用していると。確かにそういうリスクはありますけれども、その辺のところは関係する皆さんと協議しながら、極力安全な、安心な運用をしていくということには努めております。

(市川部会長)

農業の担い手というのは、別にこの政策だけでというわけではないでしょうし、農政全体の中の政策で、いろいろと相乗していく中でやっていくものだと思いますけれども。感じとして、20億円の基金があって、今までの過去の事業を見ると、ちょっとその割には仕事の中身が少ないのではないかなと、ちょっと寂しいなと思いましたがもっと頑張ってもらいたいと、こういうことしか、この団体では言いようがないです。

(岡村委員)

もう部会長が結論めいたことをおっしゃってくださったし、この審議の内容とちょっとかけ離れてしまうんですが、今、現実に県内の食料品加工業者が困っていることを一つだけ象徴的にお話ししたいと思うんですけれども。

今、地球温暖化というのが非常に懸念されておりまして、そのためにバイオ燃料というのが非常に世界各地で生産されているんですよ。それでバイオ燃料の原料になる大豆だとか小麦だとかというものが、そちらのバイオ燃料の原料の方に相当消費されていまして、長野県内に入ってくる穀物の輸入価格が高騰している。したがって、県内に穀物を原材料とした加工食品をつくっている食品会社さんが随分あるんですが、そういったところは悲鳴を上げている。だから今おっしゃっていただいた農業後継者を育てるとかというようなことは、県と一体になってぜひ強力に進めていっていただきたい。それをやったからといってすぐ、明日の食料の生産に直結するという話ではないんでしょうけれども、そういう面では逆にエールを送りたいなと思いますけれども。

(小林委員)

いずれにしても最後に結論を出すときに、今回、統合できない理由として一つ、法律の問題が出ていますので、こういうのがあるからできないというのもあわせて入れておいていただきたいなというふうに思います。この辺のものは当然、将来見直しということがあるでしょうから、それを前提にまた入れておいていただきたいと思います。お願いします。

(市川部会長)

よろしいですか。特段なければ、そちらでまとめられますね。それでは、次は下水道公社ですね、お願いいたします。

(8) (財)長野県下水道公社

(藤森行政改革課長)

それでは資料1の17ページをお願いいたします。下水道公社でございますけれども、所管部局、それから団体の主張としては、県職員の派遣はおおむね5年後に廃止と。それと流域下水道の管理業務は、引き続き公社に委託をしていくということであるわけでございます。

前回の部会の中で、流域下水道の管理について、民間に業務を移していくためのアクションプランを示してほしいというようなご要請がございました。そんなところから、資料8を生活環境部の方で用意をいたしました。説明につきましては、これは生活排水対策課長から説明させていただきます。

(青柳生活排水対策課長)

よろしくをお願いいたします。下水道公社については、大変お手数をおかけしておりまして申しわけございません。本日お配りした資料8、A3の、委員さんにはカラーのものをお配りしてあると思いますが、下水道の管理方式について、ほかにA4で縦長のものと横長のものと2枚、合わせて3枚お配りをさせていただきました。A3のカラーのものとございますが、管理方式の例を6例示してあります。図の方をごらんいただきたいんですが、一番上が現状でございます。県

から下水道公社が委託をして、民間事業者に再委託している。この四角の大きさは、一応その業務量の大きさをイメージしたものです。

現状の改革基本方針なんですが、2番目でございますけれども、改革基本方針では、積算・発注というのと、それから評価・監視が、それぞれ県と下水道公社でやるようになっております。これは本来、一体のものでございまして、適切な下水の処理を行う上で分離されているというのは大変大きな問題があるということで考えております。また下水道公社で今やっていたい業務を一部、県の方に戻すような格好になりますので、県の組織も膨らんでしまうという問題もございます。

この問題の解決のために、見直し案1と見直し案2が考えられます。見直し案1の方は、私もお願いをしております案でございますが、大まかな仕組みは現状と同じなんですけれども、現状の下水道公社の業務のうち、一部はさらに民間事業者に発注できる部分があるので、それは民間事業者にゆだねたいということです。その分、公社の組織はスリム化をいたします。スリム化等については、後ほど資料で説明をさせていただきます。

もう一つ、現在、下水道公社でやっていたい業務を県で引き取る、見直し案2でございますけれども。これは改革基本方針のケースよりもさらに県の組織が肥大化することになるということです。また改革基本方針のケースや見直し案2のケース、県が一部なり全部なり引き取るということは、かなりの時間と経費もかかるだろうと想定をしております。

この上の4つの中で考えますと、見直し案の1のケースが、民間事業者の裁量も広がる、さらに公社のノウハウも生かして安定的、効率的に下水処理を行うという上で最良の方法だと考えております。

それから図の隣に説明というところで、それぞれの欄の一番上に少しずつ書かせていただきましたが、現在、下水道公社が行っております市町村からの受託の状況に少し触れさせていただきたいと思っております。一番上にございますとおり、県内の、今、30の市町村から41施設、約100施設、県内に下水処理場がございますが、そのうち41施設が下水道公社が受けて維持管理の業務を行っております。主として専門技術者がいない市町村から受託をしております。実施例でございますように、公社に委託をしております、例えば伊那市、駒ヶ根市、小諸市などは公社に委託しているので、ほとんど処理場には職員が配置していないという状況です。

一方、見直し案の2の方法、4つ目でございますが、この方法で以前から管理をしている市町村もございます。長野市、松本市、塩尻市などでございますが、こうしたところは公社の設立以前から下水道の供用をしているために、それぞれ処理場に職員を配置して運転管理の計画、民間事業者の監視などを行っている。下水道公社が流域下水道でやっているのと同じ業務を市町村が直接やっているということで、例えば長野市は下水処理場に11名、職員がおりますし、松本市は、比較的規模の大きいのが2カ所あるせいもあって14人、塩尻市は3人ということになっております。

現在、公社に委託しているこの30もの市町村が、長野市や松本市のように自前でできるようになるということは極めて困難だと考えられますので、引き続き市町村にとって公社は必要だと。公社が市町村からの下水道管理の仕事を行う以上、県の流域下水道も県が直接ということではなくて公社を活用した方が、長野県としても、それから長野県内全体としても非常に効率的だと考えております。

次に参考で同じカラーのページなのですが、指定管理者のお話がいくつか出されておりますので、それについて整理をいたしました。参考の上の方、下水道公社を指定管理者とした他県の例でございますけれども、制度上、指定管理者制度を採用はしておりますが、実態は本県の現状の形とあまり変わりません。右側にありますが、宮城県から和歌山県まで6つの県とも非公募で公社を任意指定しているという状況でございます。

それから一番下ですが、公募で民間事業者を指定した県は2つございます、山口県と熊本県ですが。これは本来、下水道管理者が行う業務は県が直接行うようにしまして、運転操作等を指定管理者が行っておりまして、ちょうど上の見直し案の2に非常に近いという形でございます。

県内の市町村で、指定管理者制度を下水道の管理に採用しているところは一つもございませんし、他県においても、ここにお示ししたとおりまだ少数にとどまっていると。しかも任意指定の県が多いというようなことで、私どもとすれば下水道の管理については、公園や公民館といった箱もの的なものと違いまして、この制度がちょっとなじみにくいのかなと考えております。また県によっては、その制度の面からやむを得ず、この制度を採用した状況にあると聞いております。

それでは次にA4の縦長の下水道管理者の業務の説明をさせていただきます。下水道管理者の業務で、最近の国からの通達と言いますか、通知されているものがいくつかございますけれども、共通しているのはこの二重の線で囲ってある内容で、包括的な民間委託、それから指定管理者制度というようなものが出てきたんだけど、各業務分野における計画管理的な業務は下水道管理者が行わなければならない。民間事業者に委託できる業務は、下水処理場の運転等の事実行為のみだというふうになっております。その具体的な仕事の例が、その下の四角のところがございます。

それでは、では民間ではなくて下水道公社だったら、なぜ県の業務を補完代行できるかということでございますけれども。形式的には下水道公社、下水道の維持管理を目的として設立された公益法人だということと、県も出捐しているということがございます。また専門の技術職員を擁しておりまして、これまで事故もなく安定的に管理をしてきておりまして、こうしたことはライフラインにとりまして大変重要な点だと考えております。

それから3枚目のアクションプラン、細かくて見にくくて恐縮でございますが、スリム化の具体的なプランと、それからプロパー職員養成計画などを、民間活力の導入の推進にあわせて表にまとめたものでございます。基本的には、最初の資料の見直し案1を想定してこの資料をつくっております。一番上の民間活力導入の推進の部分ですが、これはカラーの資料でも若干説明をいたしました。現在、公社が行っている業務のうち、処理場の例えば清掃であるとか、植栽の管理、警備などの業務、それから燃料・薬品の調達、あるいは規模の小さい修繕といったような仕事を、運転管理そのものを行う民間業者にまとめて発注をするということを、現在、試行しております。

また、例えばきれいにした水の水質など、一定の水準が満足できれば、あとは運転方法自体はその運転管理をする民間事業者の裁量にお任せをします。かつ事業者の創意工夫も引き出すという方法で試行中でございますが、これを本格的に実施し、さらに複数年契約の方が雇用等の問題から安定するというので、試行が終わって本格実施をしたいと思っているのが平成21年度からなんですけれども、それからまだほかとのいろいろ調整は要りますが、私どもとすれば、3年間ぐらいずつの複数年契約にしたいと考えております。

こういうことにあわせて民間に委託する部分を多くするので、それを中心に、あと公社の内部の組織の簡素化だとか、そういうことも含めて公社のスリム化をしたいと。平成19年度という欄がございますが、その下のグラフとその下に数字がありますが、87人となっておりますが、平成24年にはこれを62人まで、25人削減をしたいということでございます。真ん中にちょっと太い線がありまして、その上の19年度だと、28というのが県からの派遣職員なんですけれども、24年度以降はゼロということで県の派遣は5年間、改革基本方針では来年の4月からとなっておりますが、5年間、延長をさせていただきたいということでございます。

また下水道公社の自立のプランが下にございますけれども、特に技術力を高めるのはもちろんなんですけれども、今、マネジメント能力がまだ十分備わっていない。管理監督は県からの派遣職員が主に行っているという現実を踏まえまして、例えば日本人事管理協会のマネジメント研修であるとか、あるいは県に職員を派遣して行政実務を経験する。また財務会計に詳しい職員を採用するというので、管理能力を高めていきたいということでございます。ですから公社はスリム化しても、中身自体については自立が可能な団体にこの5年間で移行をしたいということでございます。

またカラーの資料の見直し案の1のところ少し触れさせていただいてありますが、ではこの5年間、アクションプランをどうやって担保していくんだというようなことは、公社業務の効率性だとか、透明性の監視をする、それでアクションプランが実際にきちんと実行できているかというようなことで、公社に対する評価監視委員会というようなものを設けて、確実に実行をしていったらどうかと考えております。説明は以上でございます。

(市川部会長)

ありがとうございました。各委員の方から何かございましたら、どうぞ。

(沼尾委員)

最後の評価監視委員会ですか、これは、このアクションプランがうまくいっているかどうかということをチェックするという意味ですか。それとも恒常的な委員会ですか。

(青柳生活排水対策課長)

現在、公社の内部でも当然会計の監事がありますし、外部監査も受けたり、あるいは県が出資している団体なので、県の監査の一環として監査も受けたりしております。

沼尾委員さんからもご指摘をいただいておりますが、県と公社の関係が随意契約だということで、こういうものの透明性の確保、それから公社自体がきちんと効率的に仕事をしているかどうかというものに含めまして、このアクションプラン自体の進みぐあいも、この監視委員会でチェックをしていただいたらどうかと考えております。

(青木委員)

すみません、資料8のところ、見直し案1のところ、「市町村下水道施設の維持管理について下水道公社が必要」と書いてございますけれども。ということは、現在30市町村の41施設の管理をされているわけですね。残りのところというのは、これから公社さんをお願いしていくと

ということですか。

（青柳生活排水対策課長）

いえ、ですから残りについては、このカラーの見直し案の2と同じように、青木委員さんのところの塩尻市さんと同じように、市の職員がその現場のメンテナンス業者の監督をしているだろうと考えております。下水道に関する実態調査というのを毎年しておりまして、処理場に何人いますか、どういう仕事をしていますかというところから抜粋をしてここに書かせていただきました。

（青木委員）

すみません、わかりました。そうすると、現在、公社さんの方へ依頼している市町村が30あるわけですけれども、そういうところに直民間委託等を進めていけば、もう少し、例えば下水道公社さんのスリム化というのは早くできるのではないのでしょうか。

（青柳生活排水対策課長）

そうですね、それは個々の市町村のご判断かと思いますが、下水道公社に頼んだ方が職員の、例えば取り回しがいいとか、うちは公社に頼まないで、専門の市町村の職員をきちんと配置して民間事業者が行う仕事をしっかり評価なり監督をするということで、それは、方法はどちらでも構わないかとは思いますが、ただ下水道公社の発足のときに、では（公共下水道を）つくるのはいいんだけどそのあとどうするんだというような市町村側の、特に中小市町村で大変声が大きかったようで、それを踏まえて下水道公社が設立されたと、そういう経過があるとも伺ってはおります。

（小林委員）

確認も含めてですが、この縦長（資料8の2枚目）のところの下水道管理者の業務についての一番下のところに、下水道公社に県の業務を補完代行される理由ということがあって、これいろいろ述べているんですが、これは現状説明的なことだと思うんですね、今後どうするかという話なんで。これらは法的には、何ら下水道公社がしなければいけないということではないということですね。

（青柳生活排水対策課長）

はい、そのとおりです。ただ、それはもともと東京とか横浜とか、市町村の仕事として下水道が明治時代から建設されておりまして、以前は全く現場の作業まで市町村の職員がやっているところが多かったんですが、ある程度それを、民間も当然現場の作業等では活用しただろうし、そういう過程を経て下水道公社も生まれてきたということなので、公社の存在自体も法的な位置づけはございませんし、管理者が行う仕事というのも、もともと公共下水道の管理は市町村で、流域下水道は都道府県だよというふうに書いてあるぐらいで、残りは通知で示されているというのが現状でございます。

(小林委員)

その中で、見直し案の方で1を皆さんの方ではということでおっしゃっているんですが。基本的には、これが一番効率がいいというお話なんです。これやっぱり一番下のものが、民間業者を指定管理者とした他県の例というのがありますね。これは県があたかも相当大きくなったように見えるんですが、県に残さなければいけないものだけ残して、あとは基本的に全部民間事業者で指定管理ということで、この部分が、いわゆる下水道事業で業務を競争にさらされている範囲が一番大きいわけですね。そういう意味では、私は基本的にコストの問題、それから質の問題も含めて、競争原理が働くところにやっぱり僕はいいものができると思うんですが。そういう意味では、これが一番すぐれているのではないかなというふうに思うんですね。

先ほどご説明で、実施例が少ないというお話なんです。それはまさにこれはスタートしたばかりなんで、これはこれからという話ですので、少ないことが否定の理由にはならないと思うんですけれども。

(青柳生活排水対策課長)

数につきましては、少ないからということではございませんが。一番下とした場合、指定管理者制度は採用するんですけれども、上の4つの中の見直し案2と同じように、下水道公社で行っている分、直接、今、流域下水道の4つの処理場で公社の職員が働いている、45名ぐらいおりますけれども、その分、県に組織も人も、県の組織でそういうことをしなくては行けないと。あえてそういうことまでする必要がないんじゃないかと。それと市町村との関係というようなことで、私どもとすれば、見直し案の1の方が現実的かなと考えております。

(小林委員)

そうであれば、だからこれがいい、未来永劫この方がいいのか、例えばあるべき論はこうだけれども、今おっしゃったように、現実ではこういう事情があるから、段階を踏んでそうするべきにいくかというのでは、やっぱりここで基本的の方針が全く違ってくると思うんですね。だからそういう意味で、現状の人間がいるからこうだということだけでは、いわゆるあるべき論の議論とはまた違う話だと思うんですけれども。

(青柳生活排水対策課長)

ずっと未来永劫、その見直し案の1が続くということはおそらくないだろうというふうに私も個人的には考えておまして。その背景としては、今、例えば国際的にも下水道の管理を含みます上下水道のサービスのISOの標準規格等をつくる。そうすると、今、国土交通省からは先ほど説明したような通知が出ているんですけれども、そういう認証を受けたような民間事業者が育ってくれば、もっと民間に出してもいいだろうというような動きも当然出てくるだろうとも考えられます。上水道、下水道などでも一部、特にある汚泥をタイルにするとか、れんがにするとか、そういう仕事をしているようなところが建設も含めて部分的ですが、PFIの事業なども採用しているところもあります。私どもいつまでとか、しばらくの間というようなことは、ちょっと申し上げられないんですけれども、下水道の管理の仕組みそのもの、これから大きく変化はしてくるものとは、漠然とですが想定しておまして、そういう中ではやっぱりそれぞれそのとき

の、社会状況なりに見合った一番効率的な方法は求めていかざるを得ないだろうとは思っております。

(小林委員)

ちょっとよろしいですか。そうであれば、やっぱりここで大きな基本方針をまず示して、それで段階的にそういう形に持っていくんだと。これがこういう方針なのかどうなのかという、やっぱりそれを基本的にあるべき論をまず先に示すことが僕は大事だと思うのと、それをやるか、しないかによって、当然これから会社のあり方、それから人の採用の仕方とか随分変わってくると思うんですね。だからこそ、もし一番下の方向へ持っていくというのであれば、今現在いる人たちの問題があって、トータルでは急激にやったらかえって大きな負担になると、いろいろなトラブルが発生すると、そういうのであれば、そのとおりにやっぱりこれ出すべきではないかなと思うんですけど、そこまで。

(市川部会長)

それに関連してご質問をさせていただきますけれども。下水道公社というのは、この国土交通省通知が出ていて、直接のところは、書いてあるところは、民間事業者に委託できるもの以外は直接管理者がやりなさいと、こう書いてあって。そうすると、下水道公社というのは、この場合はどこに入るんですか、民間に入るんですか。

(青柳生活排水対策課長)

いえ、長野県では、その下水道管理者の仕事を下水道公社がやっています。

(市川部会長)

いや、そうではなくて、通知でいった場合はどこに入るんでしょうか、公社というのは。行政の出先機関ではないですね。

(青柳生活排水対策課長)

行政機関ではございませんが、実態的には下水道管理者の・・・

(市川部会長)

そういうふうには言い切っていないんですね。

(青柳生活排水対策課長)

はい。

(市川部会長)

それではお聞きします。ここで、皆さんの場合、「協定、補完代行」という言葉を使うんです。これは法的には何になるんですか。

(青柳生活排水対策課長)

契約は委託契約でございます。

(市川部会長)

いや、そうでなくて随意契約ですか。

(青柳生活排水対策課長)

はい、随意契約です。

(市川部会長)

随意契約というのは、これから先もずっと、随意契約の要件を満たしていけるでしょうか、将来的に向けて。民間がどんどんどんどん育ってきた場合に、この随意契約が成り立っていくんでしょうか。

(青柳生活排水対策課長)

先ほども申し上げましたように、いろいろ社会情勢の変化等はあるかと思いますが、下水道管理者の仕事を代行しながら技術力も高いというのは、県内では下水道公社だけということで・・・

(市川部会長)

それはわかりますが。代行というのは、要するに協定代行ということは法的にどうなんでしょうか。だからそういう言葉は国土交通省通知からいけば直営部分ですね。そうですね。

(藤森行政改革課長)

例えば土地開発公社であるとか、住宅供給公社であるとか、法的に県にかわってやることのできるというような、法的にそういうふうに位置づけられている団体がありますけれども、下水道公社はそういうものではないということだと思います。

(市川部会長)

そうですね、根拠通知はどこにもないですから。そうすると、さっき小林委員が言われたように、やっぱり今、下水道は整備されているし、あともう少しつとほとんど下水道の整備は市町村でも終わってきますよね、流域下水道の建設も終わっていく。そのあととすると、公社というのは何をやるのかという話になると、管理だけですよね。その場合、民間がどんどん育ってきてしまったとすると、これ公社も単なる民間の法人と同格に位置づけるということは、当然将来、想定できてくるような気がしませんか、そういうことがあり得ると。だからその場合に、いつまでも公社というもので存続をさせておいてもいいのかという問題がそこで考えられると。例えば長野市は、私は長野市にありましたけれども、あそこの直営管理をやっています。やっていますけれども、運転そのものはほとんどもう民間に委託しています。そうすると、県はいつまでも公社というのを置いておく必要があるのかどうかを考えると出てくるじゃないですか、現実に長野市はそうやっているじゃないですかということで、動いていますので。県だけは公社になぜこ

わるのというのが多々あるんですけども。もうちょっとその辺を検討する必要があるのではないですか。

当面はいいですよ、当面はいいですけども、そういう問題がすぐ10年先に出てきはしませんか。

(青柳生活排水対策課長)

流域下水道で下水道公社が果たしている役割は、ここの右のところにあります長野市さんの11人、松本市さんの14人のかわりというか、それと同じことを、県の方は管理部門に人を置いてないものですから、公社に頼んでいるということです。

(市川部会長)

だから、そこが問題なんですね。

(小林委員)

おっしゃるとおりで。それでこれ例えば見直し案1で、今回、答申がもし出たとすると、基本的にはもう下水道公社ありきという形でずっといくということになると思う、固定化してしまうと思うんですね。それはそうじゃないんだと、あくまでも長期ビジョンはこうだというんだったら、それは先にまず示しておいて、あくまでも一時的に見直し案1というんだったら、やっぱりこれはそういう位置づけをすべきだと思います。

それと年数も、やっぱり大きな年数を僕は入れるべきだと思うんですね。これはほかのところも関連するんですが、当然、外部環境とかはどんどん変わっていきますから、年数を入れても当然見直ししなければいけないものがあると思うので。これは逆に言うと、やはり見直すべきものについては、何らかの透明度の高い手続を経てやっぱり変えていくべきだと思うんです、環境はどんどん変わっていくわけですから。そうしないと、今度は逆に強直化してしまいますからね。だからそういう意味では、そういうものを一方で持ちながら、私はやっぱり長期ビジョンを大きく入れるべきだと思うんですね。それを入れることによって、逆に言うと、僕は民が育っても来るとも思います。そういう方向で県が動くんだったら準備しようとか、いろいろなものがそういう形の中で波及効果が出てくると思うんです。だから私はまず一番は、最終的にどうしたいんですかと、これまず一つ示していただければと思うんですけど。

(青柳生活排水対策課長)

なかなか難しいかとは思いますが努力はしてみますが。

(市川部会長)

いや、そんなことはないでしょう。ほかに先進事例も既に見えているんだから。だからその辺も含めて、もうちょっとそれを深く研究していただけませんか。今日はこれ以上やっても進展はないと思います。次回までちょっとその辺をお願いします。

今までやったところを事務局の井出さんの方で整理をしていただけませんか。井出さんでも、課長さんでもいいですが。

(事務局)

そうしますと、本日の再検討の結果ですが、さらに次回、再検討が必要だという団体が2団体、長寿社会開発センターと下水道公社ということで。それからあと土地開発公社につきましては、おおむねの方向性というようなことで出していただいているかとは思いますが、今回の議論を踏まえまして、次回、事務局の方でまとめたものを用意させていただいて、最終的な結論は次回またお願いするということかと思えます。したがって、今の3団体を除きました残りの団体につきましては、次回、報告案を検討させていただくというような形でよろしいでしょうか。

(市川部会長)

いいですね、はい。結構です。

それではその次に報告書の素案の検討についてお願いします。

行政機構審議会への報告書(案)について

(藤森行政改革課長)

前回、方向性が決まった団体、8団体ございまして、その報告書の案文を用意させていただいております。時間も過ぎておりますので、個別には次回、ほかの団体とあわせてごらんいただくような形にしたいと思います。ただ、概略だけ説明させていただきたいと思えます。

8団体、方向性が決まって、個別の報告書の案をつくってございます。全体のその構成について、あらかじめ目次のところだけなんですけれども、お諮りしておきたいと思えます。もちろん記述は、次回以降お諮りするという形になると思えますけれども。

報告書全体を通して、まず審議の経過を記載をさせていただいて、その上で個別の団体を記述する前に、前回の資料の中でお示したような基本的な考え方、総論部分を書かせていただいて、その上で個別団体の検証結果を各論という形で書いたらどうかと。

それから、そうはいつでも、これまでのご審議の中でいろいろ将来的なご意見もいただいておりますので、そういったものも一括最後のところで、今後の外郭団体見直しの進め方といったようなところで示していったらどうかということ、その内容を次ページに整理をさせていただきました。しばしば出てくる期限を明確にしろということ。それから先ほどもお話がございましたけれども、不断の見直しのための仕組みづくりが必要なのではないか。それから単に関与を廃止ということではなくて、一定のその責任を果たしていくという必要があるのではないか。それから指定管理者制度という新しい制度について、県の考え方を再整理する必要があるのではないか。それから、もうすぐそこに迫っております公益法人改革の対応。それからプロパー職員の処遇ということ。それと市町村なり関係団体との協調の必要性といったようなものを、これ今までご議論いただく中で挙げてきたものは、こんなところではないかなと考えております。これ以外にもございましたら、また次回に向けてご意見をいただければと思っております。

もう一つ、今日、お話しさせていただくのは、個別の団体については、次回に回させていただきますけれども、基本的には今まで出てきた資料をもとに記述をさせていただいております。一つだけ、7ページのところで林業公社の個別の記載がございまして。この中で、今までご議論いた

だいてきたものを入れ込んだ形で、(方針を)変更はするんだけどもそうはいつでも長期的に見て厳しい経営状況に林業公社はあるので、そういったものについては何らかの改善が必要ではないか、というような意見を明確に出したらどうかということです。例えば今年度中に経営改善計画をつくるだとか、契約変更、分収林の見直しを集中的に進めるとか、そういったものを入れたらどうかということで、これを記載させていただきました。

あとは基本的には、今まで出させていただいた資料だとか、そういった部会のご意見を取り込むような形で記述をさせていただきました。具体的にはまた次回以降、今日の団体を含めてお示しをしたいと思っております。以上でございます。

(市川部会長)

各個別の検討が終わってきますと、審議会へ報告をしていくという形で、骨子、その経過、基本的な考え方、個別団体に関する検証と。それから今後の外郭団体の見直しの進め方と言いますか、その辺を柱にしてまとめていきたいというものでございます。特に今後の外郭団体の進め方につきましては、その4ページの方に、それぞれ個別、(1)から(7)までが、こんな項目でいかがかというようなことを示していただきました。そのほか、それぞれまた団体ごとの検証結果というのがつくわけでございますけれども、スタイルとしてこんなふうにまとめていったらどうかということでございます。

個別のことにつきましては、今日は時間の都合もございまして、質疑はいたしませんけれども、このような基本的な考え方でございます。これにつきまして、またご意見があるようであれば、報告書案の提案につきまして、事前に事務局の方にご意見を出していただければと思います。

私がざっと目を通したところでは、大体おおむねいいのではないかなと思っております。今後またいろいろとご意見をいただきたいと思っております。特に皆さんの方から何かご意見があれば承っていききたいと思います。

(青木委員)

資料1-2と、資料9の10ページのところに、建築住宅センターの記述がありますけれども、「耐震強度偽装問題対応のため」というよりも「構造計算適合性判定業務のため」といったほうがいいのかと思いました。

(市川部会長)

そうですね。この検証の中の個々の言葉につきましては、ちょっと私もまだ、表現の問題はあると思いますけれども。最終的にはまた話し合う部分もあると思いますが、基本的にはこんな柱で原案の作成に入っていただいたらどうかという、そんなことでよろしゅうございますか。

今日はいろいろ忙しかったですけれども、以上で終わりにします。あとは次回のことを。

(事務局)

今回は、8月28日火曜日に開催をしたいと考えております。詳細は改めて文書でご通知させていただきます。

(市川部会長)

どうもありがとうございました。